



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和4年度 税制改正要望概要

令和3年8月

復興庁

令和4年度復興庁税制改正要望項目

令和3年8月
復興庁

1. 福島関係

- (1) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

3. その他

- (1) 住宅ローン減税等の住宅取得促進策の被災者向け措置に係る所要の措置

1. 福島関係

(※ の省庁が主管省庁)

(1) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長

<復興庁 要望>

【国税】登録免許税 【地方税】不動産取得税、固定資産税、都市計画税

避難解除区域等（注）内において、令和4年3月31日までの間に、帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、帰還・移住等環境整備推進法人等の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を軽減する措置等の適用期限を3年間延長する。

（注）避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

<金融庁・復興庁・内閣府・経済産業省 共同要望>

【国税】所得税 【地方税】個人住民税

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、令和4年3月31日までの間に、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、みなし譲渡益を非課税とする措置の適用期限を3年間延長するとともに「第二会社方式」（注）の事業再生においても本特例が適用されるよう要件を緩和する。

（注）財務状況が悪化している事業者の収益性のある優良事業を他の企業（第二会社）に承継させる一方で、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等をする再生手法。

3. その他

(1) 住宅ローン減税等の住宅取得促進策の被災者向け措置に係る所要の措置

<国土交通省・復興庁 共同要望>

【国税】所得税、贈与税 【地方税】個人住民税

住宅投資の波及効果に鑑み、今般の経済対策（令和2年12月8日閣議決定）を含むこれまでの措置の実施状況や今般の新型コロナウイルス感染症拡大及びまん延防止のための措置等による影響を含めた今後の経済情勢等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。

併せて、復興まちづくりや住宅再建の進捗を踏まえ、住まいの復興給付金を含め、適用範囲等について必要な検討を行い、所要の措置を講じる。